



調査官は販売費一般管理費の内容について検討します。

調査官 商品券を大量に購入していますが、その目的は何ですか。

担当者 受注獲得のため関係者に対して必要に応じ商品券を配付しています。

調査官 商品券の受払簿は作成していますか。

商品券の用途で交際費を判定

担当者 いいえ、作成していません。

調査官 それでは商品券はどのように管理しているのですか。

税務処理の状況を見ると、商品券の購入費用は、租税特別措置法第61条の4第4項に規定する交際費として処理をされています。

担当者 先程も説明したとおり、受注獲得のために関係者に対して必要に応じて商品券を配付しているので、商品券の購入費用は業務関連性がありますから、交際費として処理をしました。

調査官 期末における商品券の在庫はどうなっていますか。

担当者 ……。

調査官 商品券をどのように使用したのか、実態の分かる書類を見せてください。

担当者 商品券使用明細があります。

調査官 これを見ますと、配付先の住所の記載がないですし、配付をしたとする商品券の各金額、配付をした時期の記載もありません。

これでは商品券を配付した時期、配付した相手方の氏名、名称、配付した商品券の各金額、及び商品券の在庫の存在に関して、事実の確認ができません。ほかに何か説明できる資料等はありませんか。

りませんか。

担当者 特にありません。

調査官 これでは、購入した商品券の具体的な配付の事実を認めることはできず、この商品券の在庫の存在も明らかでないことを考え併せると、本件商品券の用途は不明というほかなく、用途が不明である以上、業務との関連性の有無も明らかとは言えません。

そうすると、本件商品券の購入費用は交際費等の額に該当しないことになり、各事業年度の損金の額に算入することはできません。

担当者 使途不明金を損金の額に算入しないとすると法人税法の規定はないでしょうか？

調査官 法人税法第22条第3項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の収益に係る売上原価等の原価の額、販売費、一般管理費その他の費用の額とする旨規定しています。損金の額に算入することができるとは、当該

法人の業務の遂行上必要と認められるものでなければならぬというべきであり、支出のうち、用途の確認ができず、業務との関連性の有無が明らかでないものについては、損金の額に算入できないというべきです。

担当者 商品券は売上拡大という目的のために使用したものであるから、業務関連性は否定できない。従って交際費を否認されるのは納得がいきません。

調査官 それでは更正処分とします。

なお、納税者はこれを不服として国税不服審判所に審査請求をしましたが、棄却となりました。



イラスト 渡辺 正義